

田辺市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児の補聴器購入費用の一部又は全部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費、別表1に定める耐用年数経過後に補聴器を更新する経費又は補聴器を修理する経費をいう。

2 この要綱において、「指定自立支援医療機関の医師」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の医師をいう。

3 この要綱において、「補聴器販売事業者」とは、本市との間で田辺市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱（平成18年10月1日施行）に基づき、補聴器に係る補装具費の代理受領等に係る契約書を締結した事業者をいう。

(助成対象児)

第3条 田辺市難聴児補聴器購入費助成事業（以下「本事業」という。）における補聴器購入費の助成を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす18歳未満の難聴児（以下「助成対象児」という。）とする。

(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者（以下「市民」という。）

(2) 両耳の聴力レベルが原則として30db以上70db未満で、身体障害者手帳の対象とならない者

(3) 指定自立支援医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断する者

2 助成対象児が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続を行うものとする。

(助成対象からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の助成対象から除外するものとする。

(1) 助成対象児又はその属する世帯の他の世帯員の市町村民税所得割の最多市町村民税所得割課税者の納税額が46万円以上の場合（所得割の額の算定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の3の規定に準じて行うものとする。）

(2) 他の補助制度等により補聴器購入費助成等を受けることができる場合

(助成金の額)

第5条 本事業の助成金の算定基礎となる額は、別表1又は別表2価格の欄に定める1台当たりの価格（以下「基準価格」という。）に100分の106（別表2修理部位の欄に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換にあつては、100分の110）を乗じて得た額と補聴器購入費として市長が認める額を比較して少ない方の額とする。

2 助成金の交付額は、前項に定める算定基礎となる額の3分の2（1円未満切捨て）（市区町村民税非課税者の場合は、3分の3）とする。

（交付申請）

第6条 助成対象児が助成金の交付を受けようとするときは、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 指定自立支援医療機関の医師が、助成対象児の聴力検査を実施した上で交付した難聴児補聴器購入費助成事業医師意見書（以下「医師意見書」という。）

(2) 医師意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 修理に係る申請の際は、前項第1号の医師意見書の提出は不要とする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、医師意見書の内容を踏まえ、審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を行うことを決定した場合は難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書を、不交付を決定した場合は難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書を申請者に交付するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成金を受けたとき。

(2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他補聴器の助成が不相当と市長が認めるとき。

（補聴器購入又は修理）

第9条 第7条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定対象者」という。）は、交付決定後速やかに、交付決定通知書に記載された補聴器販売事業者により、補聴器を購入、又は修理するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第10条 交付決定対象者は、難聴児補聴器購入費助成金請求書に領収書を添付の上、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

(代理受領)

第 11 条 市長は、交付決定対象者の利便性を考慮し、前 2 条の規定にかかわらず、交付決定対象者に支給すべき額の限度において、交付決定対象者の代わりに補聴器販売事業者に支払うことができる。

2 代理受領による助成金の支払を行う場合は、市長は、交付決定対象者に対し、交付決定通知書のほか支給券を発行するものとし、交付決定対象者は速やかに補聴器販売事業者に対し、委任状を作成し、支給券を引き渡すとともに自己負担額を支払い、補聴器を購入するものとする。この場合において、補聴器販売事業者は、請求書兼委任状及び支給券を添えて、市長に提出する。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

(更新)

第 12 条 本事業により既に助成を受けている補聴器の更新に係る申請については、前回の交付日から別表の耐用年数の欄に掲げる耐用年数を経過していない場合は、助成対象外とする。

(関係帳簿の整備)

第 13 条 市長は、助成金の支給に当たって、難聴児補聴器購入費助成台帳を整備し、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第 14 条 装用者本人が希望するデザイン・素材等を選択することにより、購入費等が基準価格を超える場合は、差額を本人が負担することとして助成の対象とすることとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 4 月 1 日からこの要綱の施行の日までの間に補聴器を購入した等の特別な事情により、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条に定める手続によることができない場合であって、市長が適正であると認めるときには、平成 25 年度に限り、助成の対象とすることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 27 日から施行し、改正後の田辺市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の規定は、平成 28 年度分の助成費から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行し、改正後の第5条の規定は令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。